

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第2号

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則（平成12年静岡県規則第90号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(市町が処理することとされる事務)			(市町が処理することとされる事務)		
第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。			第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		
(略)			(略)		
2の4	(略)		2の4	(略)	
2の5	条例別表 第1の62の 5の項(4)に 掲げる事務	難病の患者に対する医療等 に関する法律施行細則（平成 26年静岡県規則第59号）第2 条第1項の規定による請求に 係る請求書の受付			
3	(略)		3	(略)	
(略)			(略)		
4の2	条例別表 第1の64の 7の項(6)に 掲げる事務	(略)	4の2	条例別表 第1の64の 8の項(6)に 掲げる事務	(略)
4の3	条例別表 第1の64の 8の項(Ⅲ)に 掲げる事務	就学前の子どもに関する教 育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律施行細則第 6条第1項の規定による届出 の受付			
5	(略)		5	(略)	
(略)			(略)		
21	条例別表 第1の143の	(略)	21	条例別表 第1の143の	(略)

	項(16)に掲げ る事務			項(16)に掲げ る事務	
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。